

由布市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 7 年 4 月 28 日

由布市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

由布市においては、農地の大部分が中山間に属しており平地は限られた地域のみとなっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

生産条件が不利な地域における遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、由布市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、由布市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する大分県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する由布市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 令和7年3月	4,731 ha	219 ha	4.6 %
3年後の目標 令和10年3月	4,622 ha	208 ha	4.5 %
目 標 令和17年3月	4,227 ha	186 ha	4.4 %

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(一) 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

(二) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(三) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、今後、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の実現化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 令和7年3月	4,731 ha	952.6 ha	20.1 %
3年後の目標 令和10年3月	4,622 ha	1307.3 ha	28.3 %
目 標 令和17年3月	4,227 ha	1855.8 ha	43.9 %

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想水 準到達者	特定農業団体 その他の集落営農組織
現 状 令和7年3月	1,820 戸 (1,282 戸)	139 経営体	15 経営体	65 経営体	1 団体
3年後の目標 令和10年3月	1,805 戸 (1,271 戸)	150 経営体	16 経営体	66 経営体	1 団体
目 標 令和17年3月	1,770 戸 (1,246 戸)	160 経営体	17 経営体	74 経営体	1 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注 2 : 「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020 年農林業センサスの数値を記入する。

注 3 : 目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会は、農政課が主体的に取り組む「地域計画」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、貸付けを希望する相談があった際は、農地中間管理機構の活用を促進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 令和 7 年 3 月	14 人 26.1ha	2 法人 9.0ha
3 年後の目標 令和 10 年 3 月	15 人 27.8ha	3 法人 13.5ha
目 標 令和 17 年 3 月	16 人 29.5ha	4 法人 18.0ha

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

由布市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、由布市農業委員会は次の役割を担っていく。

- (1) 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- (2) 農家への声掛け等による意向把握
- (3) 農地中間管理事業の活用働きかけ
- (4) 「地域計画」の定期的な見直しへの協力